

平成30年5月から

確定拠出年金制度が変わります。



確定拠出年金制度について、平成30年5月から、確定拠出年金における中小企業主掛金納付制度の創設、簡易企業型年金の創設、運用の改善等を内容とする改正が施行されます。それぞれの改正点について簡単に見ていきましょう。

<中小事業主掛金納付制度の創設(個人型年金)>

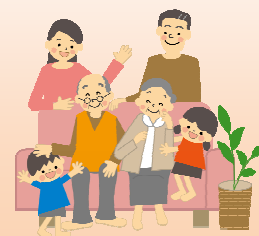
■ iDeCo(個人型年金)の掛金は、加入者本人に拠出して頂くのが基本的な取扱いとなっていますが、平成30年5月より、一定の要件を満たし、必要な手続き等をとった場合、従業員の加入者掛金に対して、中小企業主が掛金を上乗せ(追加)して拠出することが可能になります。

<簡易企業型年金の創設(企業型年金)>

■ 設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減し、設立手続を簡略化するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とした企業型年金(簡易型企業年金)が創設されます。

■簡易型企業年金で簡素化される事務

- ① 導入時に必要な書類の簡素化
- ② 規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化
- ③ 業務報告書の簡素化



<確定拠出年金における運用の改善>

■ 確定拠出年金制度は、事業主等が拠出した掛金を個々の加入者が運用商品を選択した上で運用し、その運用結果に基づく年金を老後に受け取る制度です。したがって、老後までの間の運用が、将来給付を左右することとなる為、個々人の運用商品の選択が重要となります。今回の改正では、加入者の運用商品の選択に資するべく、事業主等に対する「投資教育」の提供やリスク・リターン特性の異なる3つ以上の商品の提示を義務付ける改正を行います。

iDeCo は、老後の資産形成を目的にした年金制度であるからこそ、税制優遇措置がありますが、その制度趣旨故に、原則 60 歳までは積み立てた資産の引き出しができないので、計画的に積み立てを行いましょう。

(社会保険労務士 今原 裕介)